

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
0 一般事項 0 - 4 銀行台帳及び行政報告 0 - 4 - 1 （略） 0 - 4 - 2 （略） （1）～（6）（略） （新 規） <u>（7）</u> 業務報告書等の提出延期の承認 <u>（8）</u> 貸借対照表等の公告の延期の承認 <u>（9）</u> 資本の額の増加の事前届の受理 <u>（10）</u> 海外駐在員事務所の設置の事前届の受理 <u>（11）</u> 銀行法第24条に基づく報告徴求命令（ 1 - 2 検査終了後のフォローアップに係る命令を除く ） <u>（12）</u> 施行規則第35条第 1 項第17号から第22号及び第31号に係る届出の受理 0 - 4 - 3 （略）	0 一般事項 0 - 4 銀行台帳及び行政報告 0 - 4 - 1 （略） 0 - 4 - 2 （略） （1）～（6）（略） <u>（7）</u> アームズ・レンジス・ルールの承認 <u>（8）</u> 業務報告書等の提出延期の承認 <u>（9）</u> 貸借対照表等の公告の延期の承認 <u>（10）</u> 資本の額の増加の事前届の受理 <u>（11）</u> 海外駐在員事務所の設置の事前届の受理 <u>（12）</u> 銀行法第24条に基づく報告徴求命令（ 1 - 2 検査終了後のフォローアップに係る命令を除く ） <u>（13）</u> 施行規則第35条第 1 項第17号から第22号及び第31号に係る届出の受理 0 - 4 - 3 （略）

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

[illegible]

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
1 - 4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点 1 - 4 - 1 ~ 1 - 4 - 2 略 1 - 4 - 3 資産管理 (1) 略 (2) 自ら資産内容の健全性を的確に把握するための措置を講じているか。 ~ 略 (新 規) 1 - 4 - 4 その他 (1) ~ (6) 略 (新 規)	1 - 4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点 1 - 4 - 1 ~ 1 - 4 - 2 略 1 - 4 - 3 資産管理 (1) 略 (2) 自ら資産内容の健全性を的確に把握するための措置を講じているか。 ~ 略 金融商品並びに退職給付に関して、公認会計士協会実務指針に従った処理等が行われているか。 1 - 4 - 4 その他 (1) ~ (6) 略 (7) 履行保証について 銀行が、いわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、銀行が、自ら工事を完成させる等銀行法第12条に照らして銀行が行うことができない業務、を行う必要が生じない契約内容となっているか。

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について （新 規）	1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について 1 - 5 - 3 大口信用供与 銀行の信用供与が特定の大口取引先に偏っていれば、その業況が予期せぬ形で悪化した場合、銀行は直ちに経営上のリスクを負う。銀行法は、銀行経営の健全性を確保する観点から、特定債務者に対する貸出金等の信用の供与の集中を排除するため、銀行の同一人に対する信用供与の額を銀行の自己資本に対する一定割合以下に制限する大口信用供与規制を規定している。 従って、法第 1 3 条第 1 項ただし書きの承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことその他銀行法施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。 なお、承認にあたっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、速やかに解消する場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。 1 - 5 - 4 アームズ・レングス・ルール アームズ・レングス・ルールは、銀行とグループ会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定である。 従って、法第 1 3 条の 2 ただし書きの承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第 1 3 条の 2 各号に掲げる取引又は行為をすることについて銀行法施行規則第 1 4 条の 8 各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。 施行規則第 1 4 条の 8 第 3 号に該当する場合 ・特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。 ・特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。 ・特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。 ・債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。 施行規則第 1 4 条の 8 第 4 号に該当する場合 ・銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
1 - 9 2 0 0 0 年問題対応について 2000年問題対応については、平成10年 7 月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から、四半期ごとの対応状況の報告を求めているところであるが、今後、次に掲げる各項目に該当する場合、再度（数度にわたる場合もありうる）銀行法第24条（準用する場合を含む）等に基づき報告を求めることとし、対応の進捗状況に遅れがあり、2000年問題について顧客あるいは決済システム等に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、銀行法第26条（準用する場合を含む）等に基づき、2000年問題対応体制の整備等の命令を発出し、あるいは業務の一部の停止を命ずることとする。 1 - 9 - 1 対応体制について 対応体制について、次のいずれかに該当する場合。 （注1） ここでいう「対応」とは、各金融機関が使用するシステムについてのみならず、他の金融機関、顧客、取引先等も含め、2 0 0 0 年問題に関して、これらにより各金融機関が受けると考えられるおおよそ全ての影響に対して、当該金融機関が講ずるべき一切の措置をいう。 （注2） 「システム」には、外部に接続しているシステム、業務に直接関係するシステムだけではなく、自社内で使用するもの（人事、給与等）や、金庫、防犯設備、エレベーター等のマイクロコンピュータ搭載機器を含む。 （1） 2000年問題対応についての経営上の位置づけが経営計画等において明確にされていない場合（システム部門の業務計画のみでは不可） （2） 責任者として2000年問題対応を統括する担当役員、担当部署が明確になっていない場合（システム関連部署のみでは不可）。 （3） 経営陣（頭取、社長、理事長等最高責任者を含むこと。以下同じ。） - 担当役員 - 統括担当部署 - 担当部署の指揮命令、報告体制が明確になっていない場合。 （4） 経営陣に対して、少なくとも月に1 度以上、2 0 0 0 年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合。 （5） 進捗状況の遅れに対して経営陣から具体的な対応の指示が行われていない場合。 （6） 2000年問題が抱えるリスクを職員全体に周知し、理解を深めるための方策を採っていない場合。 1 - 9 - 2 対応策の策定について （1） 2 0 0 0 年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合及び洗い出しにおいて対応が必要なシステムを対応不要と分類している場合。 （注1） ここでいう「対応」とは、修正のほか、テスト（内部テスト、顧客との接続テスト（必要な場合）及び外部接続テスト（必要な場合）をいう。以下同じ。）を含む。 （注2） メーカー等が2000年対応済とする（保証する）システムであっても、改めて自社内での200 0 年問題対応のためのテストが必要。 （注3） 「外部接続テスト」とは、日銀ネット、東証システム等との接続に係るテストをいう。	1 - 9 2 0 0 0 年問題対応について （削 除）

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
(2) システムへの対応（修正、内部テスト及び外部接続テスト（外部に接続されている場合）の完了）のための適切な計画が作成されていない場合。 「ここでいう適切な計画」とは、 対応スケジュールは原則として次に合致するものとし、これに合致しないものについては、1999年末までに確実に対応できることについて合理的な説明があるものをいう。ここで「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。 ・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト及び接続している顧客の特定が終了していること。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて外部接続テスト、顧客との接続テストを完了していること。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っていないこと。 対応の優先順位が明確にされていること 1999年から2000年にかけての年またぎ、2000年の閏日のほか、各システムの特性に合わせた日付を考慮したテストを行っていること。 をいう。 (3) 2000年問題対応に必要な費用が適切に見積もられていない場合、またはその費用が確保（予算化もしくは予算化のメドが立っていること）されていない場合。 (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客（大口与信先、大口預金先）、主要取引先等（E B先等接続している先を除く）についての実態把握、これを踏まえた対応が考慮されていない場合。 1 - 9 - 3 計画の進捗状況について (1) 計画の進捗状況について、次のいずれかに該当することとなり（当初計画通りの場合を除く）、かつ1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合。 ・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト（顧客との接続テストを除く）及び接続している顧客の特定が終了していない。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて対外接続テスト、顧客との接続テストを完了していない。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている。 (注) 「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。 (2) 1999年末までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が完了しないことによる影響が大きいと考えられる場合	(削除)

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
(3) システムの修正が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかな場合（例えば、テストの結果修正箇所が見つかった場合の対応、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないこと等について合理的な説明が行われていない場合） (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客、主要取引先等についての実態把握、これを踏まえた対応を行っていない場合（接続先とのテストを除く）。 1 - 9 - 4 危機管理計画の作成について (1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成に着手していない場合。 （注） 危機管理計画は、システム修正、テストが完了している場合、外部にシステムを委託している場合であっても必要。 (2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合。 （注） 危機管理計画には、自社の保有するシステムに起因するトラブルだけではなく、顧客、取引先サイドに発生したトラブルの波及について考慮が必要。また、システムダウンだけではなく誤作動（とくに、2000年問題に起因するものか、危機管理計画を発動すべきかを、どのように誰が判断するか）をも考慮する必要がある。 (3) 1999年9月末までに、網羅的な危機管理計画が作成されていない場合。 （注） 網羅的な危機管理計画には、少なくとも以下のような内容が含まれていることが必要。 システムダウンだけではなく誤作動への対応（システムの誤作動の有無を確認する手続きも含む。）も盛り込まれていること。 システムのダウン・誤作動に伴うシステムリスク以外のリスク（風評リスク・与信リスク・法務リスク等）への対応が盛り込まれていること。 各リスクシナリオに応じて危機管理計画発動の基準とその決定者が明確にされていること。 年末年始の手元流動性の予測を行い、準備を行っていること。（預金等取扱金融機関のみ） 年末年始の体制及びタイムスケジュールが準備されていること。 (4) 1999年11月末までに、危機管理計画の実効性を検証するための訓練を実施していない場合。 （注） 訓練に際しては、システムの誤作動の有無の確認手続きも含めて実施することが必要。 1 - 9 - 5 適切な開示について 2000年問題対応に関する適切な開示が行われていない場合	(削 除)

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正 後
1 - 10 説明書類の作成・縦覧等について 1 - 10 - 1 重要性の原則の適用について (中略) 1 - 10 - 2 記載項目についての留意事項 (中略) 1 - 10 - 3 リスク管理債権額の開示 (中略) 1 - 11 その他 1 - 11 - 1 職員の派出の取扱いについて (略)	1 - 9 説明書類の作成・縦覧等について 1 - 9 - 1 重要性の原則の適用について (中略) 1 - 9 - 2 記載項目についての留意事項 (中略) 1 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示 (中略) 1 - 10 その他 1 - 10 - 1 職員の派出の取扱いについて (略)

現 行	改 正 後
3 - 1 信託銀行子会社等の業務の範囲 3 - 1 - 1 信託銀行子会社の業務範囲 (略) (略) イ～ニ (略) (注)「信託銀行子会社」とは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成4年法律第87号)」施行の日(平成5年政令第28号により平成5年4月1日)以降に設立された信託業務を営む銀行のうち、銀行の子会社(銀行法第2条第8項に規定する「子会社」をいう。)、保険会社の子会社(保険業法第2条第13項に規定する「子会社」をいう。)<u>及び証券会社の子会社(証券取引法(昭和23年法律第25号)第54条第1項第4号の規定による届出対象会社をいう。)</u>に該当する銀行をいう。 3 - 2 弊害防止措置等について 3 - 2 - 1 親子間取引 (注1)「親銀行等」とは次に掲げる者をいう。 ~ (略)	3 - 1 信託銀行子会社等の業務の範囲 3 - 1 - 1 信託銀行子会社の業務範囲 (略) (略) イ～ニ (略) (注)「信託銀行子会社」とは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成4年法律第87号)」施行の日(平成5年政令第28号により平成5年4月1日)以降に設立された信託業務を営む銀行のうち、銀行の子会社(銀行法第2条第8項に規定する「子会社」をいう。)、保険会社の子会社(保険業法第2条第13項に規定する「子会社」をいう。)、<u>証券会社の子会社(証券取引法(昭和23年法律第25号)第54条第1項第4号の規定による届出対象会社をいう。)</u><u>及び銀行持株会社の子会社に該当する銀行をいう。</u> 3 - 2 弊害防止措置等について 3 - 2 - 1 親子間取引 (注1)「親銀行等」とは次に掲げる者をいう。 ~ (略) <u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社により発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される銀行(当該信託業務を営む銀行を除く。)</u> <u>当該信託業務を営む銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に該当する</u>

(注2)「親証券会社等」とは次に掲げる者をいう。

～ (略)

(注3)「親保険会社等」とは次に掲げる者をいう。

～ (略)

―― 親子間取引チェックリスト ――

信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に対して贈与を行っていないか。

～ (略)

銀行(当該信託業務を営む銀行を除く。)

(注2)「親証券会社等」とは次に掲げる者をいう。

～ (略)

当該信託業務を営む銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に該当する証券会社

(注3)「親保険会社等」とは次に掲げる者をいう。

～ (略)

当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社により発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される子保険会社

当該信託業務を営む銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に該当する保険会社

―― 親子間取引チェックリスト ――

信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に対して贈与を行っていないか。

親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から信託業務を営む銀行の信託勘定が贈与を受けていないか。

～ (略)

○事務ガイドラインの改正について（信用協同組合及び信用協同組合連合会関係）

現 行	改 正 後
6．信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 略 6 - 1 認可事項等について 6 - 1 - 1 認可事項 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 6 - 1 - 2 予備審査 財務局長は、下記(1)～(3)について留意するものとする。 (1) 信用協同組合等の発起人は、中小企業等協同組合法第27条第1項の規定による創立総会の公告の前に、同法施行規則第1条の6第1項及び第2項に定めるところに準じた書類を行政庁に提出して同法第27条の2第1項の認可の予備審査を求めることができる。 (2) 信用協同組合等は、中小企業等協同組合法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に行政庁に提出すべき書類に準じた書類を行政庁に提出して予備審査を求めることができる。 (3) 信用協同組合等又はその発起人は、中小企業等協同組合法の規定による認可の申請を申請する際に申請書に添付すべき書類について、上記(1)又は(2)による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。 6 - 1 - 3 （新 規）	6．信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 略 6 - 1 許可事項等について 6 - 1 - 1 認可事項 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 6 - 1 - 2 予備審査 財務局長は、下記(1)～(3)について留意するものとする。 (1) 信用協同組合等の発起人は、中小企業等協同組合法第27条第1項の規定による創立総会の公告の前に、同法施行規則第1条の6第1項及び第2項に定めるところに準じた書類を財務局長に提出して同法第27条の2第1項の認可の予備審査を求めることができる。 (2) 信用協同組合等は、中小企業等協同組合法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に財務局長に提出すべき書類に準じた書類を財務局長に提出して予備審査を求めることができる。 (3) 信用協同組合等又はその発起人は、中小企業等協同組合法の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、上記(1)又は(2)による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。 6 - 1 - 3 財務局間の連携について <u>中小企業等協同組合法施行令第2条第2項の規定により認可の権限を行う財務局長は、認可（予備審査を含む。）又は承認をしようとする事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ関係財務局長と協議するものとする。ただし、その申請に係る事項が、すでに予備審査終了済のものであり、その内容の重要な事項について変化がない場合には、関係財務局長との協議は省略して差し支えない。</u>

○事務ガイドラインの改正について（信用協同組合及び信用協同組合連合会関係）

現 行	改 正 後
6 - 2 財務局と都道府県との連携 6 - 2 - 1 財務局と都道府県との定例協議 <u>財務局と都道府県との連携を強化し信用協同組合等に対する監督体制の充実を図る観点から、下記の要領により財務局と都道府県との定例協議を行うこととする。</u> (1) 定例協議の運営方法について <u>協議形態については、各財務局と各都道府県の担当課毎に個別に行うものとする。</u> <u>開催時期については、原則として四半期ごととするが、必要に応じ更開催することもある。</u> <u>開催場所については、原則として財務局とし、必要に応じ財務事務所又は都道府県の事務所に おいても実施できるものとする。</u> <u>協議への出席者については、都道府県の担当課長、財務局の行政担当課長等（財務事務所の理 財課長等を含む。）とする。</u> <u>なお、必要に応じ都道府県の信用協同組合主管部長と財務局理財部長等の幹部による協議も含 むものとする。</u> <u>（注）財務局の金融検査担当課と都道府県の担当課が行う定例協議と同時に開催することも差し支 えない。</u> (2) 協議事項について <u>信用協同組合等の実態把握</u> <u>信用協同組合等に対する指導方針についての意見交換</u> <u>上記指導方針に基づく指導結果を踏まえた対応策についての意見交換</u> <u>経営問題を抱える信用協同組合等に対する具体的な処理方針についての意見交換</u> <u>最近の金融行政・信用協同組合行政全般についての情報交換</u> 6 - 2 - 2 財務局間の連携について <u>中小企業等協同組合法施行令第2条第1号の規定により認可の権限を行う財務局長は、認可（予備 審査を含む。）をしようとする事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ関係財務局長 と協議するものとする。ただし、その内容の重要な事項について変化がない場合には、関係財務局長 との協議は省略して差し支えない。</u> （新 設）	6 - 2 財務局と都道府県との連携 （削 除） 6 - 2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 6 - 2 - 1 <u>信用協同組合等の本店の所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に 委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長に行わせることができるものとする。</u> <u>なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。</u> 6 - 2 - 2 財務事務所長の行政報告 <u>管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分をとりまとめのうえ、 翌月10日までに財務局長に報告（写1部を添付すること。）させるものとする。</u>

○事務ガイドラインの改正について（信用協同組合及び信用協同組合連合会関係）

現 行	改 正 後
6 - 3 財務局の金融監督庁に対する報告事項等 6 - 3 - 1 信用協同組合台帳の送付 管内の信用協同組合等について、毎年6月末現在で別紙様式6 - 1により信用協同組合台帳を作成し、その業況の推移等を十分に把握するとともに、管轄都道府県に対し適時適切な指導を行うこと。 なお、この台帳は、毎年7月末までにその（写）1部を金融監督庁に送付することとされたい。 6 - 3 - 2 財務局と都道府県との定例協議の結果報告 定例協議に係る報告については、各財務局（協議を財務事務所で行う場合にあっては、各財務事務所）において協議終了後別紙様式6 - 2に従い報告書を作成すること。 なお、財務局においては、四半期（実施日ベース、財務事務所実施分も含む。）毎に報告書を取りまとめ、翌月末までに、金融監督庁に報告するものとする。 6 - 3 - 3 金融監督庁所管の信用協同組合に対する取扱い (1) 早期是正措置 早期是正措置については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則のほか、本事務ガイドライン1 - 1を準用し運用することとなるが、これらの規定に基づき金融監督庁所管の信用協同組合から財務局（財務事務所経由を含む。）に計画の提出等があった場合の事務処理は、以下のとおりとする。 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第13条の2第1項の表の第1区分の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画又は第2区分の第1号の自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第13条の3第1項本文に規定する自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。 本事務ガイドライン1 - 1 - 6に規定する報告があったときは、その実行状況に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。 (2) 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。 6 - 4 信用協同組合等の事務所 略	6 - 3 財務局の金融監督庁に対する報告事項等 6 - 3 - 1 信用協同組合台帳の送付 財務局管内の信用協同組合等について信用協同組合台帳（別紙1、2参照）を6月末現在にて作成するものとする。 なお、信用協同組合台帳の写1部を7月末までに監督部長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。 6 - 3 - 2 削 除 6 - 3 - 2 早期是正措置 早期是正措置については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則のほか、本事務ガイドライン1 - 1を準用し運用することとなるが、これらの規定に基づき信用協同組合から財務局（財務事務所経由を含む。）に計画の提出等があった場合の事務処理は、以下のとおりとする。 (1) 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第13条の2第1項の表の第1区分の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画又は第2区分の第1号の自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。 (2) 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第13条の3第1項本文に規定する自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。 (3) 本事務ガイドライン1 - 1 - 6に規定する報告があったときは、その実行状況に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。 6 - 3 - 3 業務報告書 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。 6 - 4 信用協同組合等の事務所 略

○事務ガイドラインの改正について（信用協同組合及び信用協同組合連合会関係）

現 行		改 正 後																																																																															
6 - 5 一般的事項及び共通事項の準用 6 - 5 - 1 信用協同組合等に関して、本事務ガイドラインの一般的事項（0 - 1、0 - 4 及び0 - 5 - 1(4)を除く。）、共通事項（1 - 3 - 1、1 - 3 - 3(1)及び(2)、1 - 4 - 2(6)及び(7)、1 - 4 - 3(2)、及び並びに1 - 6 - 3を除く。）、別添1：参考様式集及び別添2：連絡文書集を準用する。 6 - 5 - 2 この場合において、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えるものとする。 （別紙様式 6 - 1）信用協同組合台帳 役員名簿 <table><tr><th colspan="6">役員名簿</th></tr><tr><th rowspan="3">組合名</th><th colspan="3" rowspan="3"></th><th>定款上の定数</th><th>現 員</th></tr><tr><th>理 事</th><th></th></tr><tr><th>監 事</th><th></th></tr><tr><th rowspan="2">役職名</th><th>常勤・非常勤</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">生 年 月 日</th><th rowspan="2">略 歴</th><th rowspan="2">兼職等状況</th></tr><tr><th>代表・非常勤</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （別紙様式 6 - 2）		役員名簿						組合名				定款上の定数	現 員	理 事		監 事		役職名	常勤・非常勤	氏 名	生 年 月 日	略 歴	兼職等状況	代表・非常勤							6 - 5 一般的事項及び共通事項の準用 6 - 5 - 1 信用協同組合等に関して、本事務ガイドラインの一般事項の0 - 2、0 - 4 - 3 及び0 - 5 から0 - 7 まで（0 - 5 - 1（4）を除く。）共通事項（1 - 3 - 1、1 - 3 - 3(1)及び(2)、1 - 4 - 2(6)及び(7)、1 - 4 - 3(2)、及び並びに1 - 6 - 3を除く。）、別添1：参考様式集及び別添2：連絡文書集を準用する。 6 - 5 - 2 この場合において、次に掲げる読み替えを等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。 （ 1 ） 1 - 1 において、「銀行法施行規則の一部を改正する省令（平成9 年大蔵省令第60号）」とあるのは「協同組合における金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成9 年大蔵省令第63号）」と「決算状況表」とあるのは「決算速報」と読み替える。 （ 2 ） 1 - 3 において、「銀行法14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5 年3 月大蔵省告示55号。）」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第6 条第1 項において準用する銀行法14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成9 年7 月大蔵省告示192号。）」と読み替える。 （別紙 1）信用協同組合台帳 （別紙 2）役員名簿 <table><tr><th colspan="6">役員名簿</th><th colspan="4">（別紙 2）</th></tr><tr><th rowspan="3">組合名</th><th colspan="5" rowspan="3"></th><th></th><th>定款上の定数</th><th colspan="2">現 員</th></tr><tr><th>理 事</th><th></th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>監 事</th><th></th><th colspan="2"></th></tr><tr><th rowspan="2">役職名</th><th>常勤・非常勤</th><th rowspan="2">担当</th><th rowspan="2">氏名</th><th rowspan="2">生年 月日</th><th rowspan="2">略 歴</th><th rowspan="2">兼 職 状 況</th><th rowspan="2">役員・現職就任年月日 役員任期満了日</th><th rowspan="2">月 額 報 酬</th><th rowspan="2">役 員 賞 与</th></tr><tr><th>代表・非代表</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （別紙様式 6 - 2）削 除		役員名簿						（別紙 2）				組合名							定款上の定数	現 員		理 事				監 事				役職名	常勤・非常勤	担当	氏名	生年 月日	略 歴	兼 職 状 況	役員・現職就任年月日 役員任期満了日	月 額 報 酬	役 員 賞 与	代表・非代表										
役員名簿																																																																																	
組合名				定款上の定数	現 員																																																																												
				理 事																																																																													
				監 事																																																																													
役職名	常勤・非常勤	氏 名	生 年 月 日	略 歴	兼職等状況																																																																												
	代表・非常勤																																																																																
役員名簿						（別紙 2）																																																																											
組合名							定款上の定数	現 員																																																																									
						理 事																																																																											
						監 事																																																																											
役職名	常勤・非常勤	担当	氏名	生年 月日	略 歴	兼 職 状 況	役員・現職就任年月日 役員任期満了日	月 額 報 酬	役 員 賞 与																																																																								
	代表・非代表																																																																																

○信用保証協会関係の事務ガイドラインの改正について

現 行	改 正
信用保証協会関係 信用保証協会の監督に当たっての財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）及び都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第二十条第二項に規定する協会の区域とする協会については市町村長。以下同じ。）の事務処理手続については以下のとおりとする。 <u>なお、主務大臣に提出する書類が都道府県知事に提出された場合は、その内容を調査のうえ、当該書類に対する都道府県知事の意見があるときは意見書を付して、財務局長及び通商産業局長（以下「地方支分部局長」という。）を経由して提出するものとし、地方支分部局長は、金融監督庁監督部長及び中小企業庁長官へ進達（業務方法書認可報告、特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。）するものとする。</u> １．認可等に関する事項 １－１－１～１－１－４（略） １－１－５ 業務方法書変更認可申請の審査事項等 （１） 信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 イ 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか ロ 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか ハ １中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、資産の健全性が確保されるとともに、保証の均衡を阻害する恐れはないか （２） 申請の内容が、重要かつ異例と認められるものについては、あらかじめ主務大臣に協議するものとする。 （３） 変更を認可したときは、信用保証協会法施行規則第七条第二項に基づき、主務大臣に報告するものとする。 １－１－６（略） ２．報告等に関する事項 ２－１ 事業報告書の受理について 協会から事業報告書の提出があった場合には、記載要領等に従って記載されているかを確認し、内容を検討のうえ受理するものとする。 <u>事業報告書を受理したときは、金融監督庁監督部長及び中小企業庁長官に対して送付するものとする。</u> ２－２ 信用保証協会台帳及び行政報告 ２－２－１ 信用保証協会台帳（略）	信用保証協会関係 信用保証協会の監督に当たっての財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）及び都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第二十条第二項に規定する協会の区域とする協会については市町村長。以下同じ。）の事務処理手続については以下のとおりとする。 <u>なお、主務大臣に提出する書類が都道府県知事を経由して地方支分部局長に提出された場合には、地方支分部局長は、金融監督庁監督部長及び中小企業庁長官へ進達（特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。）するものとする。</u> １．認可等に関する事項 １－１－１～１－１－４（略） １－１－５ 業務方法書変更認可申請の審査事項 <u>信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。</u> <u>イ 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか</u> <u>ロ 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか</u> <u>ハ １中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、資産の健全性が確保されるとともに、保証の均衡を阻害する恐れはないか</u> （削除） （削除） １－１－６（略） ２．報告等に関する事項 ２－１ 事業報告書の受理について 協会から事業報告書の提出があった場合には、記載要領等に従って記載されているかを確認し、内容を検討のうえ受理するものとする。 ２－２ 信用保証協会台帳及び行政報告 ２－２－１ 信用保証協会台帳（略）

2 - 2 - 2 行政報告

都道府県知事は、権限委任された事項につき行政処理を行ったとき、その結果を遅滞なく金融監督庁監督部長及び中小企業庁長官に報告するものとする。

2 - 3 保証料率の変更に関する留意事項
以下（略）

2 - 2 - 2 行政報告

地方支分部局長は、施行令第3条第2項に基づく報告があった場合（同条第一項第二号に係る報告を除く。）には、遅滞なく金融監督庁監督部長及び中小企業庁長官に報告するものとする。

2 - 3 保証料率の変更に関する留意事項
以下（略）

現 行		改 正 後	
参 考 様 式 集 （略） 申 請 書 等 様 式 （免許申請書）31 一の会社の株式等の取得又は所有 1 営業の免許（予備審査）32 子会社の株式の取得又は所有 （認可申請書）33 子会社の合併 2 取締役の兼職34 子会社の解散 3 営業所の設置35 子会社の業務の全部の廃止 4 営業所の位置変更 5 営業所の種類変更 6 営業所の廃止 7 代理店の設置 8 代理店の廃止 9 証券会社等の株式の取得又は所有 10 営業譲渡（店舗譲渡の場合） 11 営業譲受け（店舗譲受けの場合） （承認申請書） 12 同一人に対する信用供与の特例 13 営業所等の休日 （届出書） 14 臨時休業及び業務再開 15 資本の額の増加 16 定款変更 17 転換社債の発行 18 取締役の就退任 19 出張所の設置 20 営業所の位置変更 21 仮営業所への位置変更 22 仮営業所から元位置への位置変更 23 出張所の廃止 24 付随業務取扱事務所の設置 25 付随業務取扱事務所の位置変更 26 付随業務取扱事務所の廃止 27 付随業務のみを行う施設等の業務内容の変更 28 付随業務取扱事務所の設置等（半期報告様式） 29 付随業務取扱事務所の設置・位置変更・廃止に関する届出書 30 営業時間の変更 31 一の会社の株式等の取得又は所有 32 子会社の株式の取得又は所有 33 子会社の合併 34 子会社の解散 35 子会社の業務の全部の廃止 36 取締役の兼職の実行 営業所の設置の実行 営業所の位置変更の実行 営業所の種類変更の実行 36 営業所の廃止の実行 代理店の設置の実行 代理店の廃止の実行 営業譲渡の実行（店舗譲渡の場合） 営業譲受けの実行（店舗譲受けの場合） 37 不祥事件等 （海外子会社対象銀行等・駐在員事務所に係る申請書等 38 海外子会社対象銀行等を子会社とすること 39 駐在員事務所設置届出 （外国銀行支店の申請書等の様式） 40 支店営業免許 41 支店営業免許（予備審査） 42 利益準備金使用承認 43 利益準備金の積立てに関する特例の承認 44 外国銀行支店に係る外国銀行の資本の額の変更 45 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の額の変更 46 外国銀行支店に係る外国銀行の商号の変更 47 外国銀行支店に係る外国銀行の本店所在地の変更 48 外国銀行支店に係る外国銀行の合併 49 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲渡 50 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲受け 51 外国銀行支店に係る外国銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える株式の数を保有する者の変更 52 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の総額の100分の50を超える出資の金額を保有する者の変更 53 外国銀行の駐在員事務所等設置 （新 規）		参 考 様 式 集 （略） 申 請 書 等 様 式 （免許申請書）31 一の会社の株式等の取得又は所有 1 営業の免許（予備審査）32 子会社の株式の取得又は所有 （認可申請書）33 子会社の合併 2 取締役の兼職34 子会社の解散 3 営業所の設置35 子会社の業務の全部の廃止 4 営業所の位置変更 5 営業所の種類変更 6 営業所の廃止 7 代理店の設置 8 代理店の廃止 9 証券会社等の株式の取得又は所有 10 営業譲渡（店舗譲渡の場合） 11 営業譲受け（店舗譲受けの場合） （承認申請書） 12 同一人に対する信用供与の特例 13 営業所等の休日 （届出書） 14 臨時休業及び業務再開 15 資本の額の増加 16 定款変更 17 転換社債の発行 18 取締役の就退任 19 出張所の設置 20 営業所の位置変更 21 仮営業所への位置変更 22 仮営業所から元位置への位置変更 23 出張所の廃止 24 付随業務取扱事務所の設置 25 付随業務取扱事務所の位置変更 26 付随業務取扱事務所の廃止 27 付随業務のみを行う施設等の業務内容の変更 28 付随業務取扱事務所の設置等（半期報告様式） 29 付随業務取扱事務所の設置・位置変更・廃止に関する届出書 30 営業時間の変更 31 一の会社の株式等の取得又は所有 32 子会社の株式の取得又は所有 33 子会社の合併 34 子会社の解散 35 子会社の業務の全部の廃止 36 取締役の兼職の実行 営業所の設置の実行 営業所の位置変更の実行 営業所の種類変更の実行 36 営業所の廃止の実行 代理店の設置の実行 代理店の廃止の実行 営業譲渡の実行（店舗譲渡の場合） 営業譲受けの実行（店舗譲受けの場合） 37 不祥事件等 （海外子会社対象銀行等・駐在員事務所に係る申請書等 38 海外子会社対象銀行等を子会社とすること 39 駐在員事務所設置届出 （外国銀行支店の申請書等の様式） 40 支店営業免許 41 支店営業免許（予備審査） 42 利益準備金使用承認 43 利益準備金の積立てに関する特例の承認 44 外国銀行支店に係る外国銀行の資本の額の変更 45 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の額の変更 46 外国銀行支店に係る外国銀行の商号の変更 47 外国銀行支店に係る外国銀行の本店所在地の変更 48 外国銀行支店に係る外国銀行の合併 49 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲渡 50 外国銀行支店に係る外国銀行の営業譲受け 51 外国銀行支店に係る外国銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える株式の数を保有する者の変更 52 外国銀行支店に係る外国銀行の出資の総額の100分の50を超える出資の金額を保有する者の変更 53 外国銀行の駐在員事務所等設置 （新 規） 54 （永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更） 55 （永久）劣後特約付社債の発行	
別紙様式 1 ～ 53 （略）		別紙様式 1 ～ 53 （略）	

別紙様式 1 ～ 53 （略）

現 行		改 正 後					
(新 規)		54 （永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更） 別紙様式54					
		文 書 番 号 年 月 日					
		金融監督庁長官 ○○○○殿					
		所在地 商 号 代表者					
		（永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書					
		（永久）劣後特約付借入金を受入れたく（既往分の変更をしたく）、銀行法第53条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。					
		記					
		借 入 （ 変 更 ） 理 由					
		借 入 （ 変 更 ） 予 定 日		年 月 日			
		借入総額（円貨換算額）		（ 百万円 ）			
		借 入 先					
		借 入 期 間		年 月 日～ 年 月 日（永久の場合は開始年月日のみ記載）			
		借 入 金 利		%（変動（連動）又は固定の別を記載）			
		自己資本比率の推移		借入直前期 （ / 期 ） % 借入実行期 （ / 期 ） % 借入実行翌期 （ / 期 ） %			
		本件受入れ 後の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
通 貨 別	円 貨 建		外貨（ ）建	円 貨 建	外貨（ ）建		
残 高							
そ の 他 の 参 考 事 項							
		(注) 1. 当初届出事項を変更しようとする場合には、当初届出書の写を添付すること 2. 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。 3. 永久劣後特約付借入金の場合には、当分の間、契約内容のパーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見を添付すること。					

○事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現	行	改	正	後	
	(新規)	55（永久）劣後特約付社債の発行 別紙様式55			
					文書番号 年 月 日
		金融監督庁長官 ○○○○殿			所在地 商 号 代表者
		(永久)劣後特約付社債の発行届出書			
		(永久)劣後特約付社債を発行いたしたく、銀行法第53条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。			
		記			
		発行理由			
		発行予定日		年 月 日	
		発行総額(円貨換算額)		(百万円)	
		発行市場及び募集方法			
発行条件	償還期限	年 (永久の場合は記載不要)			
	利 率	額面金額に対し 年 %			
	発行価額	額面金額の %			
資金使途					
引受け幹事会社					
自己資本比率の推移		発行直前期 (/ 期) %	発行実行期 (/ 期) %	発行実行翌期 (/ 期) %	
本件受入れ 後の残高		期限付劣後特約付社債		永久劣後特約付社債	
	通貨別	円 貨 建	外貨 () 建	円 貨 建	外貨 () 建
	残 高				
(注) 1. 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。 2. 永久劣後特約付社債の場合には、当分の間、契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見を添付すること。 3. 引受幹事会社のうちブックランナーについて○印を付すこと。 4. 本届出は、発行条件決定取締役会決議後提出すること。					

事務ガイドライン新旧対照表（保険会社関係）

現 行											改 正 後											
0－4 保険会社に関する苦情受付について											0－4 保険会社に関する苦情受付について											
金融機関に関する苦情受付件数調べ											金融機関に関する苦情受付件数調べ											
(別紙 5)											(別紙 5)											
(単位：件)											(単位：件)											
	都銀	信託	長銀	地銀	第二	信金	生保	損保	その他	合 計		都銀	信託	長銀	地銀	第二	信金	信組	生保	損保	その他	合 計
電 話 来 局 文 書 計											電 話 来 局 文 書 計											
(注) 「第二」は第二地方銀行協会加盟行。											(注) 「第二」は第二地方銀行協会加盟行。											

現 行	改 正 後
1 - 2 ソルベンシー・マージン比率等について 1 - 2 - 1 } 1 - 2 - 3 } (略) 1 - 2 - 4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック (1) (略) (2) (略) (3) 告示第1条第3項第5号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として<u>その決算期に資本の部に積み立てる任意積立金の額</u>を指すこととするが、これに該当しているか。 (4) (略)	1 - 2 ソルベンシー・マージン比率等について 1 - 2 - 1 } 1 - 2 - 3 } (略) 1 - 2 - 4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック (1) (略) (2) (略) (3) 告示第1条第3項第5号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として資本の部に<u>計上される任意積立金の額</u>(<u>その決算期に積み立てる額を含む。</u>)を指すこととするが、これに該当しているか。 (4) (略)

現 行	改 正 後
1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点 1 - 3 - 1 } 1 - 3 - 6 } (略) (新設)	1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点 1 - 3 - 1 } 1 - 3 - 6 } (略) <u>1 - 3 - 7 資産運用限度</u> <u>規則第48条の3第2項ただし書並びに同第48条の5第2項ただし書の承認にあたっては、今後の資産運用限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、速やかに解消する場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</u>

現 行	改 正 後
1－7 不祥事件への対応 1－7－1 不祥事件の届出の受理等 規則第85条第1項第21号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 (1) 保険会社又は<u>法第128条第4項に規定する子会社（法第106条第1項の規定に基づく子会社を除く。</u>以下「保険会社等」という。）若しくは保険会社等の役員又は使用人（生命保険募集人若しくは損害保険代理店又はその使用人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等の社長から金融監督庁長官宛の届出書を保険監督課が受理する。 (2) } { } (略) (5) }	1－7 不祥事件への対応 1－7－1 不祥事件の届出の受理等 規則第85条第1項第21号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 (1) 保険会社又は<u>法第2条第13項に規定する子会社（生命保険会社の子会社である損害保険会社及び生命保険会社並びに損害保険会社の子会社である生命保険会社及び損害保険会社を除く。</u>以下「保険会社等」という。）若しくは保険会社等の役員又は使用人（生命保険募集人若しくは損害保険代理店又はその使用人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等の社長から金融監督庁長官宛の届出書を保険監督課が受理する。 (2) } { } (略) (5) }

○事務ガイドラインの廃止について（保険会社関係）

現 行	改 正
1 - 9 2 0 0 0 年問題対応について 2000年問題対応については、平成10年 7 月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から、四半期ごとの対応状況の報告を求めているところであるが、今後、次に掲げる各項目に該当する場合、再度（数度にわたる場合もありうる）銀行法第24条（準用する場合を含む）等に基づき報告を求めることとし、対応の進捗状況に遅れがあり、2000年問題について顧客あるいは決済システム等に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、銀行法第26条（準用する場合を含む）等に基づき、2000年問題対応体制の整備等の命令を発出し、あるいは業務の一部の停止を命ずることとする。 1 - 9 - 1 対応体制について 対応体制について、次のいずれかに該当する場合。 （注1） ここでいう「対応」とは、各金融機関が使用するシステムについてのみならず、他の金融機関、顧客、取引先等も含め、2 0 0 0 年問題に関して、これらにより各金融機関が受けると考えられるおおよそ全ての影響に対して、当該金融機関が講ずるべき一切の措置をいう。 （注2） 「システム」には、外部に接続しているシステム、業務に直接関係するシステムだけではなく、自社内で使用するもの（人事、給与等）や、金庫、防犯設備、エレベーター等のマイクロコンピュータ搭載機器を含む。 （1） 2000年問題対応についての経営上の位置づけが経営計画等において明確にされていない場合（システム部門の業務計画のみでは不可） （2） 責任者として2000年問題対応を統括する担当役員、担当部署が明確になっていない場合（システム関連部署のみでは不可）。 （3） 経営陣（頭取、社長、理事長等最高責任者を含むこと。以下同じ。） - 担当役員 - 統括担当部署 - 担当部署の指揮命令、報告体制が明確になっていない場合。 （4） 経営陣に対して、少なくとも月に1 度以上、2 0 0 0 年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合。 （5） 進捗状況の遅れに対して経営陣から具体的な対応の指示が行われていない場合。 （6） 2000年問題が抱えるリスクを職員全体に周知し、理解を深めるための方策を採っていない場合。 1 - 9 - 2 対応策の策定について （1） 2 0 0 0 年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合及び洗い出しにおいて対応が必要なシステムを対応不要と分類している場合。 （注1） ここでいう「対応」とは、修正のほか、テスト（内部テスト、顧客との接続テスト（必要な場合）及び外部接続テスト（必要な場合）をいう。以下同じ。）を含む。 （注2） メーカー等が2000年対応済とする（保証する）システムであっても、改めて自社内での200 0 年問題対応のためのテストが必要。 （注3） 「外部接続テスト」とは、日銀ネット、東証システム等との接続に係るテストをいう。	1 - 9 2 0 0 0 年問題対応について （ 削 除 ）

現 行	改 正
(2) システムへの対応（修正、内部テスト及び外部接続テスト（外部に接続されている場合）の完了）のための適切な計画が作成されていない場合。 「ここでいう適切な計画」とは、 対応スケジュールは原則として次に合致するものとし、これに合致しないものについては、1999年末までに確実に対応できることについて合理的な説明があるものをいう。ここで「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。 ・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト及び接続している顧客の特定が終了していること。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて外部接続テスト、顧客との接続テストを完了していること。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っていないこと。 対応の優先順位が明確にされていること 1999年から2000年にかけての年またぎ、2000年の閏日のほか、各システムの特性に合わせた日付を考慮したテストを行っていること。 をいう。 (3) 2000年問題対応に必要な費用が適切に見積もられていない場合、またはその費用が確保（予算化もしくは予算化のメドが立っていること）されていない場合。 (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客（大口与信先、大口預金先）、主要取引先等（E B先等接続している先を除く）についての実態把握、これを踏まえた対応が考慮されていない場合。 1 - 9 - 3 計画の進捗状況について (1) 計画の進捗状況について、次のいずれかに該当することとなり（当初計画通りの場合を除く）、かつ1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合。 ・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト（顧客との接続テストを除く）及び接続している顧客の特定が終了していない。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて対外接続テスト、顧客との接続テストを完了していない。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている。 （注） 「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。 (2) 1999年末までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が完了しないことによる影響が大きいと考えられる場合	(削除)

現 行	改 正
(3) システムの修正が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかな場合（例えば、テストの結果修正箇所が見つかった場合の対応、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないこと等について合理的な説明が行われていない場合） (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客、主要取引先等についての実態把握、これを踏まえた対応を行っていない場合（接続先とのテストを除く）。 1 - 9 - 4 危機管理計画の作成について (1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成に着手していない場合。 (注) 危機管理計画は、システム修正、テストが完了している場合、外部にシステムを委託している場合であっても必要。 (2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合。 (注) 危機管理計画には、自社の保有するシステムに起因するトラブルだけではなく、顧客、取引先サイドに発生したトラブルの波及について考慮が必要。また、システムダウンだけではなく誤作動（とくに、2000年問題に起因するものか、危機管理計画を発動すべきかを、どのように誰が判断するか）をも考慮する必要がある。 (3) 1999年9月末までに、網羅的な危機管理計画が作成されていない場合。 (注) 網羅的な危機管理計画には、少なくとも以下のような内容が含まれていることが必要。 システムダウンだけではなく誤作動への対応（システムの誤作動の有無を確認する手続きも含む。）も盛り込まれていること。 システムのダウン・誤作動に伴うシステムリスク以外のリスク（風評リスク・与信リスク・法務リスク等）への対応が盛り込まれていること。 各リスクシナリオに応じて危機管理計画発動の基準とその決定者が明確にされていること。 年末年始の手元流動性の予測を行い、準備を行っていること。（預金等取扱金融機関のみ） 年末年始の体制及びタイムスケジュールが準備されていること。 (4) 1999年11月末までに、危機管理計画の実効性を検証するための訓練を実施していない場合。 (注) 訓練に際しては、システムの誤作動の有無の確認手続きも含めて実施することが必要。 1 - 9 - 5 適切な開示について 2000年問題対応に関する適切な開示が行われていない場合	(削 除)

現 行	改 正
1 - 10 説明書類の作成・縦覧等について 1 - 10 - 1 重要性の原則の適用について (中略) 1 - 10 - 2 記載項目についての留意事項 (中略) 1 - 10 - 3 リスク管理債権額の開示 (中略) 1 - 11 その他 1 - 11 - 1 証券業務関係について (中略) 1 - 11 - 2 特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金等について (中略) 1 - 11 - 3 株式の取得制限 (中略) 1 - 11 - 4 保険相互会社における社員配当規制の適用免除について (中略) (新 規)	1 - 9 説明書類の作成・縦覧等について 1 - 9 - 1 重要性の原則の適用について (中略) 1 - 9 - 2 記載項目についての留意事項 (中略) 1 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示 (中略) 1 - 10 その他 1 - 10 - 1 証券業務関係について (中略) 1 - 10 - 2 特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金等について (中略) 1 - 10 - 3 株式の取得制限 (中略) 1 - 10 - 4 保険相互会社における社員配当規制の適用免除について (中略) 1 - 10 - 5 アームズ・レングス・ルール 法第100条の3又は第194条ただし書の承認申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第100条の3又は第194条各号に掲げる取引又は行為をすることについて規則第54条又は第134条各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。 規則第54条第3号又は第134条第2号に該当する場合 ・特定関係者（法第100条の3に規定する特定関係者又は第194条に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。 ・特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。 ・特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。 ・債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。 規則第54条第4号に該当する場合 ・保険会社が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

事務ガイドライン新旧対照表（保険会社関係）

現 行	改 正 後
2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集 (1) } (4) } (略) (5) 法第300条第1項第7号関係 () } (略) 変額保険募集上の遵守事項 変額保険の募集に際しては、保険金額が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号（省令第233条を含む。）に規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。 (略) (6) 法第300条第1項第9号関係 (略) 規則第234条第3号関係 イ (略) ロ 保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第234条第3号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。 a } () } (略) e }	2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集 (1) } (4) } (略) (5) 法第300条第1項第7号関係 () } (略) 変額保険募集上の遵守事項 変額保険の募集に際しては、保険金額が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号（省令第233条を含む。）の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。 (略) (6) 法第300条第1項第9号関係 (略) 規則第234条第3号関係 イ (略) ロ (同左) a } () } (略) e }

f 保険契約者保護基金（以下「基金」という。）の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、基金の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

(7) }
{ (略)
(8)

f 保険契約者保護機構（以下「機構」という。）の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

(7) }
{ (略)
(8)

現 行	改 正 後																					
（別紙２） 管轄財務局コード一覧 <table><tr><td>関東財務局</td><td><u>浦 和</u></td><td>0 4</td></tr></table> 生保会社コード一覧 （１）生命保険会社 <table><tr><td><u>平 和</u></td><td>D D</td></tr><tr><td><u>日本団体</u></td><td>D B</td></tr><tr><td><u>アクサ</u></td><td>E B</td></tr></table> （２）外国生命保険会社等 （新設）	関東財務局	<u>浦 和</u>	0 4	<u>平 和</u>	D D	<u>日本団体</u>	D B	<u>アクサ</u>	E B	（別紙２） 管轄財務局コード一覧 <table><tr><td>関東財務局</td><td><u>東 京</u></td><td>0 4</td></tr></table> 生保会社コード一覧 （１）生命保険会社 <table><tr><td><u>エトナハイワ</u></td><td>D D</td></tr><tr><td><u>ニチダン</u></td><td>D B</td></tr><tr><td><u>アクサ ニチダン</u></td><td>E B</td></tr></table> （２）外国生命保険会社等 <table><tr><td><u>カーディフ・ソシエテ・ヴィ</u></td><td><u>F X</u></td><td><u>居住者向け営業</u></td></tr></table>	関東財務局	<u>東 京</u>	0 4	<u>エトナハイワ</u>	D D	<u>ニチダン</u>	D B	<u>アクサ ニチダン</u>	E B	<u>カーディフ・ソシエテ・ヴィ</u>	<u>F X</u>	<u>居住者向け営業</u>
関東財務局	<u>浦 和</u>	0 4																				
<u>平 和</u>	D D																					
<u>日本団体</u>	D B																					
<u>アクサ</u>	E B																					
関東財務局	<u>東 京</u>	0 4																				
<u>エトナハイワ</u>	D D																					
<u>ニチダン</u>	D B																					
<u>アクサ ニチダン</u>	E B																					
<u>カーディフ・ソシエテ・ヴィ</u>	<u>F X</u>	<u>居住者向け営業</u>																				

現 行	改 正 後
3－1 損害保険募集関係 損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適切な業務運営を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認することとする。 3－1－1 適正な保険募集体制の確立 (1) (略) (2) 損害保険代理店等の教育・管理・指導 ㄱ } (略) 保険料の領収に当たって、次のような行為を行わせないように指導、管理しているか。 イ 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに<u>保険料領収書</u>を交付していないか。 ロ (略) ハ (略) ㄴ } (略) 3－1－2 募集活動の適正化 (1) ㄱ } (略) (6) (7) 規則第234条第3号関係	3－1 損害保険募集関係 損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適切な業務運営を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認することとする。 3－1－1 適正な保険募集体制の確立 (1) (略) (2) 損害保険代理店等の教育・管理・指導 ㄱ } (略) 保険料の領収に当たって、次のような行為を行わせないように指導、管理しているか。 イ 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに<u>保険料領収証</u>を交付していないか。 ロ (略) ハ (略) ㄴ } (略) 3－1－2 募集活動の適正化 (1) ㄱ } (略) (6) (7) 規則第234条第3号関係

次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。

） } （略）

保険契約者保護基金の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、基金の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。

） } （略）

保険契約者保護機構の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

現 行	改 正 後
3 - 2 損害保険代理店の登録関係 損害保険代理店の登録事務に当たっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1) 登録申請書等の受理及び確認 ㄱ } (略) 登録申請書の審査基準等 イ (略) ロ 登録申請書(規則別紙様式第16号)の記載は、別紙1及び別紙2の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。(以下略) ハ ㄱ } (略) ヘ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する書類が以下を充足する形で添付されていなければならない。なお、添付書類の取扱いについては、法第284条に定める代理申請にあっては原則として呈示をもって足りることとし、呈示後、代理申請会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。 イ ㄱ } (略) ハ 二 規則第214条第1項第1号に規定する損害保険代理店であることを証する書面は、保険募集に関する委託契約書又は申請者が代理申請会社の代理店であるこ	3 - 2 損害保険代理店の登録関係 損害保険代理店の登録事務に当たっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1) 登録申請書等の受理及び確認 ㄱ } (略) 登録申請書の審査基準等 イ (略) ロ 登録申請書(規則別紙様式第16号)の記載は、別紙1及び別紙2の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。(以下略) ハ ㄱ } (略) ヘ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する書類が以下を充足する形で添付されていなければならない。なお、添付書類の取扱いについては、法第284条に定める代理申請にあっては原則として呈示をもって足りることとし、呈示後、代理申請会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。 イ ㄱ } (略) ホ 二 規則第214条第1項第1号に規定する損害保険代理店であることを証する書面は、保険募集に関する委託契約書又は申請者が代理申請会社の代理店であるこ

とを証する旨を記載した別紙様式 39「損害保険代理店代理申請書」とする。

ホ (略)

ヘ 規則第 214 条第 1 項第 3 号に規定する「これらに代わる書類」とは、住民票記載事項証明書又は外国人である場合は、外国人登録証明書の写若しくは外国人登録済証明書をいう。

代理申請書等

イ 代理申請会社から申請書類又は届出書が提出されたときは、損害保険代理店代理申請書（別紙様式 39、以下「代理申請書」という。）が添付されているか確認する。

ロ (略)

(2) }
(5) } (略)

(6) 保険募集業務の廃業等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）

代理申請会社が法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号に係る届出（以下「廃業等届出」いう。）をするときは、当該廃業等の事実を確認した上で代理申請書を作成させ、管轄財務局に提出させるものとする。（以下略）

(略)

(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第 302 条の届出）

(略)

保険募集に従事する役員は又は使用人を追加する場合は、法第 302 条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。

(8) 原簿の管理

所属会社が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く募集人に関する原簿については、支店等が管轄している代理店に係るものを当該支店等に備えさせるとともに、代理店の登録申請書の記載事項の変更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。

(9) (略)

とを証する旨を記載した別紙様式 39「損害保険代理店代理申請書」とする（以下「代理申請書」という。）

ホ (略)

ヘ 規則第 214 条第 1 項第 3 号に規定する「これらに代わる書類」とは、住民票記載事項証明書又は外国人である場合は、外国人登録証明書の写若しくは外国人登録原票記載事項証明書をいう。

代理申請書等

イ 代理申請会社から申請書類又は届出書が提出されたときは、代理申請書が添付されているか確認する。

ロ (略)

(2) }
(5) } (略)

(6) 保険募集業務の廃業等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）

代理申請会社が法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号に係る届出（以下「廃業等届出」という。）をするときは、当該廃業等の事実を確認した上で、代理申請書を作成し、管轄財務局に提出させるものとする。（以下略）

(略)

(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第 302 条の届出）

(略)

保険募集に従事する役員は又は使用人を追加する場合は、法第 302 条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。

(8) 原簿の管理

所属会社が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く代理店に関する原簿については、支店等が管轄している代理店に係るものを当該支店等に備えさせるとともに、代理店の登録申請書の記載事項の変更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。

(9) (略)

(10) (略)

(別紙2)

登録番号の記載要領

代理店事務所所在地による都道府県別一連番号の頭に代理申請会社別区分番号（別表1）及び代理店事務所所在都道府県別区分番号（別表2）を付したものをもちて当該代理店の登録番号とするものとする。

別表1

代理申請会社別区分番号

(新設)

会 社 名	番号
ジェネラル・アクシデント	4 1

会 社 名	番号
シ グ ナ	6 6

会 社 名	番号

(10) (略)

(別紙2)

登録番号の記載要領

代理店事務所所在地による都道府県別一連番号の頭に代理申請会社別区分番号（別表1）及び代理店事務所所在都道府県別区分番号（別表2）を付したものをもちて当該代理店の登録番号とするものとする。

別表1

代理申請会社別区分番号

会 社 名	番号
ソ ニ ー	2 7

(削除)

会 社 名	番号
エ ー ス	6 6

会 社 名	番号

コマーシャルユニオン	73
------------	----

会 社 名	番号
アシュアランス・ジェネラル	75

(新設)

会 社 名	番号
ア ン ス ワ ー ル	98

シ ー ・ ジ ー ・ ユ ー	73
-----------------	----

(削除)

会 社 名	番号
カ ー デ ィ フ	86

(削除)

現 行	改 正 後
3 - 3 損害保険会社の経理処理 損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。 3 - 3 - 1 (略) 3 - 3 - 2 価格変動準備金の取崩し (1) 価格変動準備金の取崩しは、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっているか。 この場合において、当該合計額が、法第115条第2項に規定する株式等の売買等による損失の額（以下「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利益の額（以下「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、当該超える額については、法第115条第2項ただし書に基づき金融監督庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっているか。 ただし、価格変動準備金の取崩額は、価格変動準備金の前期末残高を超えないものとなっているか。 株式売買等損失額から株式売買等利益額を控除した額と、契約者（社員）配当準備金等に繰り入れる額のうち下記に定める額（損害保険会社にあつては（イ）に定める額、損害保険相互会社にあつては（ロ）に定める額）との合計額から法人税等相当額を控除した額。ただし、負数のときは零とする。 (略) (略) (2) 価格変動準備金の株式売却損失額及び株式売却利益額の計算には、価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第13項に規定する有価証券先物取引、及び規則第47条第9号（又は規則第139条）から第11号までに掲げる取引及び同条第13号から第15号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引により生じた売却（	3 - 3 損害保険会社の経理処理 損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。 3 - 3 - 1 (略) 3 - 3 - 2 価格変動準備金の取崩し (1) 価格変動準備金の取崩しは、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっているか。 この場合において、当該合計額が、法第115条第2項に規定する株式等の売買等による損失の額（以下「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利益の額（以下「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、当該超える額については、法第115条第2項ただし書に基づき金融監督庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっているか。 ただし、価格変動準備金の取崩額は、価格変動準備金の前期末残高を超えないものとなっているか。 株式売買等損失額から株式売買等利益額を控除した額と、契約者（社員）配当準備金等に繰り入れる額のうち下記に定める額（損害保険会社にあつては（イ）に定める額、損害保険相互会社にあつては（ロ）に定める額）との合計額。ただし、負数のときは零とする。 (略) (略) (2) 価格変動準備金の株式売却損失額及び株式売却利益額の計算には、<u>次の額を含めるものとする。</u> ___ 価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第13項に規定する有価証券先物取引、及び規則第47条第9号（又は規則第139条）から第11号までに掲げ

損）益及び為替（損）益の額を含めるものとする。

（以下略）

3 - 3 - 3 自動車損害賠償責任保険の責任準備金の取扱い

有税の責任準備金の積立て及び取崩しについては、当該積立て及び取崩しに係る法人税等相当額を控除した金額となっているか。（損益に中立の観点）

3 - 3 - 4 地震保険の危険準備金の取扱い

(1) 地震保険に係る資産の運用によって得た金額を危険準備金に積み立てるときは、当該運用益に係る法人税等相当額を控除した金額となっているか。（損益に中立の観点）

(2) 有税の危険準備金を取り崩すときは、当該取崩しに係る法人税等相当額を控除した金額となっているか。（損益に中立の観点）

(3) 広告・宣伝の費用のための危険準備金の取崩しは、適切に行われているか。

3 - 3 - 5 }
3 - 3 - 8 } （略）

【新設】

る取引及び同条第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引により生じた売却（損）益及び為替（損）益の額

洗い替え低価法を採用している場合において、期首に計算する価格変動準備金対象資産に係る評価損戻益の額

（以下略）

【削除】

3 - 3 - 3 地震保険の危険準備金の取扱い

広告・宣伝の費用のための危険準備金の取崩しは、適切に行われているか。

3 - 3 - 4 }
3 - 3 - 7 } （略）

3 - 3 - 8 税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い

税効果会計を適用する会社においては、その適用の最初の事業年度における責任準備金の取扱いについて以下の点に留意すること。

また、税効果会計を適用しない会社においても以下の(1)及び(2)の点に留意すること。

(1) 自動車損害賠償責任保険の有税の各準備金の事業年度開始の時の金額については、前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっているか。

(2) 地震保険の危険準備金の事業年度開始の時の金額については、前事業年度末におけ

【新設】

る危険準備金の金額に、前事業年度末における有税の危険準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっているか。

ただし、保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該会社についてはこの限りではない。

(3) 異常危険準備金及び契約者配当準備金の事業年度開始の時の金額は前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における有税の当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっているか。

ただし、調整項目として加算する金額の合計は、次の の金額から 及び の金額を控除した金額（負数のときは零とする。）を限度とする。

税効果会計を適用する最初の事業年度において計上する過年度一時差異に基づく繰延税金資産の金額

自動車損害賠償責任保険における上記(1)の調整項目として加算した法人税等相当額

地震保険における上記(2)の調整項目として加算した法人税等相当額

3 - 3 - 9 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い

税効果会計を適用する会社においては、その適用の最初の事業年度末までに責任準備金算出方法書等に以下のような措置を実施しているか。

また、税効果会計を適用しない会社においても以下の(1)及び(2)の措置を実施しているか。

(1) 自動車損害賠償責任保険の責任準備金算出方法書において、各準備金の積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除しているか。また、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けているか。

なお、上記措置を実施している保険会社は、自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する省令第2条第2号において、税効果会計を適用しているものとみなす。

(2) 地震保険の責任準備金算出方法書において、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けているか。

ただし、保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社についてはこの限りではない。

(3) 契約者配当準備金を積み立てる種目の責任準備金算出方法書及び事業方法書の別紙積立勘定運用細則において、積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除しているか。

(4) 各種目の責任準備金算出方法書において異常危険準備金の繰入率及び上限割合を見直しているか。なお、見直し後の当該繰入率及び上限割合は、各社の見直し前の繰入率及び上限割合については、次の算式により得られる率を原則とする。

見直し後の繰入率

$$\begin{aligned} &= \text{見直し前の繰入率（除く有税部分）} + \text{見直し前の繰入率（有税部分）} \\ &\quad \div \left(100\% - \text{実効税率} \right) \end{aligned}$$

（注）小数点以下二位を切上げ、小数点以下第一位までの比率（百分率）とする。

見直し後の上限割合

$$= \text{見直し前の上限割合} \div \left(100\% - \text{実効税率} \right)$$

（注）一の位を切上げ、十の倍数となる比率（百分率）とする。

現 行	改 正 後
4 - 2 保証金 保険仲立人の保証金に係る事務は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。 4 - 2 - 1 ↳ 4 - 2 - 4 ^ （略） 4 - 2 - 5 保証金に充てることができる有価証券の種類等 規則第 2 2 6 条第 1 項第 4 号に規定する保証金に充てることができる社債その他の債券の承認及び同条第 3 項において準用する同規則第 1 3 2 条第 1 項第 4 号に規定する当該承認を受けた社債その他の債券の価額の指定は、次に定めるところによるものとする。 (1) 規則第 2 2 6 条第 1 項第 4 号の規定により管轄財務局長等が承認することができる社債その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。 イ ↳ ケ （略） フ 上記に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治 3 8 年法律第 5 2 号）による担保附社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び商法（明示 3 2 年法律第 4 8 号）に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（証券取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項本文の規定による募集）されるもの（自己の社債券及び商法による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）により破産の宣告を受け、破産終結の決定又は破産廃止の	4 - 2 保証金 保険仲立人の保証金に係る事務は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。 4 - 2 - 1 ↳ 4 - 2 - 4 （略） 4 - 2 - 5 保証金に充てることができる有価証券の種類等 規則第 2 2 6 条第 1 項第 4 号に規定する保証金に充てることができる社債その他の債券の承認及び同条第 3 項において準用する同規則第 1 3 2 条第 1 項第 4 号に規定する当該承認を受けた社債その他の債券の価額の指定は、次に定めるところによるものとする。 (1) 規則第 2 2 6 条第 1 項第 4 号の規定により管轄財務局長等が承認することができる社債その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。 イ ↳ ケ （略） フ 上記に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治 3 8 年法律第 5 2 号）による担保附社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び商法（明示 3 2 年法律第 4 8 号）に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（証券取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項本文の規定による募集）されるもの（自己の社債券及び商法による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）により破産の宣告を受け、破産終結の決定又は破産廃止の

決定の確定がない会社、和議法（大正 1 1 年法律第 7 2 号）による和議開始の決定を受け、和議認可の決定の確定がない会社及び会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号）による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

(2) }
 } (略)
(4) }

決定の確定がない会社、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定の確定がない会社及び会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号）による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

(2) }
 } (略)
(4) }

現 行	改 正 後
4－5 業務関係 保険仲立人の業務に関する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。 4－5－1 } (略) 4－5－5 4－5－6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い（２－２）に、<u>損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い（３－１－２(2)～(8)）に、それぞれ準ずるものとする。</u> 4－5－7 （略）	4－5 業務関係 保険仲立人の業務に関する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。 4－5－1 } (略) 4－5－5 4－5－6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い（２－２）に、<u>損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い（３－１－２(2)～(8)及び３－１－３(1)、(2)）に、それぞれ準ずるものとする。</u> 4－5－7 （略）

金融監督等にあたっての留意事項について（不動産特定共同事業関係）新旧対照表

改 正 案	現 行
8 - 2 許認可届出事項 不動産特定共同事業者から許認可申請及び届出があった場合には、以下のとおり事務処理を行うものとする。 8 - 2 - 1 許可の申請 法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。 （以下略） 8 - 2 - 2 許可の基準 法第3条第1項に規定する許可を行う場合にあっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 法第2条第3項各号に掲げる契約の種別ごとの約款の記載内容については、(財)土地総合研究所による「不動産特定共同事業の約款等に係る研究会報告書」（平成7年3月）及び「<u>不動産特定共同事業の制度変更に伴う標準約款の見直し検討委員会報告書</u>」（平成12年3月）を参考とし、約款の審査を行うものとする。 (2) （略） 8 - 2 - 3 変更の認可 規則第11条第1項に規定する認可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) （略） (2) 約款を追加又は変更する場合にあたっては、当該変更後第7条第5号に規定する許可の基準に適合していること。 （注）約款の追加又は変更は、令第5条及び規則第8条の規定により定められた事項以外の事項の追加又は変更については、規則第10条の規定により「軽	8 - 2 許認可届出事項 不動産特定共同事業者から許認可申請及び届出があった場合には、以下のとおり事務処理を行うものとする。 8 - 2 - 1 許可の申請 法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。 なお、都道府県知事は、許可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、<u>当該書面に不備等がないか確認の上、許可権者が都道府県知事の場合にあっては当該申請書の写し2部を、許可権者が主務大臣の場合にあっては当該申請書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。</u> （以下略） 8 - 2 - 2 許可の基準 法第3条第1項に規定する許可を行う場合にあっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 法第2条第3項各号に掲げる契約の種別ごとの約款の記載内容については、(財)土地総合研究所による「不動産特定共同事業の約款等に係る研究会報告書」（平成7年3月）を参考とし、約款の審査を行うものとする。 <u>（注）規則第8条第1項第1号に規定する対象不動産の所有権の帰属において、匿名組合契約にあっては、所有権は営業者に帰属する点に特に留意されていること。</u> (2) （略） 8 - 2 - 3 変更の認可 規則第11条第1項に規定する認可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。 なお、都道府県知事は、変更認可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、<u>当該書面に不備等がないか確認の上、認可権者が都道府県知事の場合にあっては当該申請書の写し2部を、認可権者が主務大臣の場合にあっては当該申請書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。</u> (1) （略） (2) 約款を追加又は変更する場合にあたっては、当該変更後第7条第5号に規定する許可の基準に適合していること。 （注）約款の追加又は変更は、令第5条及び規則第8条の規定により定められた事項以外の事項の追加又は変更については、規則第10条の規定により「軽

改 正 案	現 行
微な追加又は変更」とされており、認可を受ける必要はない。また、約款の追加又は変更のうち、単に字句を修正する程度のものについては、この趣旨に照らして認可を受ける必要はないが、変更後の約款を提出させること。 (3) (略) 8 - 2 - 4 変更の届出 規則第12条第1項に規定する変更届出書を受理したときは、当該変更後、法第7条に掲げる許可の基準を損なうものでないことに留意するものとする。 (以下略) 8 - 2 - 5 主務大臣等 不動産特定共同事業者が法第3条第1項の許可を受けた後次の(1)又は(2)のいずれかに該当し引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合においては、主務大臣の変更が生じ新たに許可を行う必要があるため、法第49条第1項第1号に該当する場合にあっては金融監督庁長官及び建設大臣に、同項第2号に該当する場合にあっては建設大臣に、法第5条に規定する許可申請書の提出が必要であることに留意するものとする。 (1) 建設大臣の許可を受けた者が法第49条第1項第1号に掲げる事項に係る事業を行おうとするとき。 (2) 金融監督庁長官及び建設大臣の許可を受けた者が法第49条第1項第2号に掲げる事項に係る事業のみを行おうとするとき。 8 - 4 都道府県知事に委託する事務 法第48条の2の規定に基づいて、地方自治法第2条第9項第1号の法定受託事務として、都道府県知事に委託する事務の取扱いについては、以下のとおりとする。 8 - 4 - 1 許可申請書について 法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書(添付書類を含む。)の提出があったときは、当該書面に不備がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。	微な追加又は変更」とされており、認可を受ける必要はない。また、約款の追加又は変更のうち、単に字句を修正する程度のものについては、この趣旨に照らして認可を受ける必要はないが、変更後の約款を<u>都道府県知事に提出</u>させること。 (3) (略) 8 - 2 - 4 変更の届出 規則第12条第1項に規定する変更届出書を受理したときは、当該変更後、法第7条に掲げる許可の基準を損なうものでないことに留意するものとする。 なお、都道府県知事は、変更届出書(添付書類を含む。)の提出があったときは、<u>当該書面に不備等がないか確認の上、都道府県知事許可権者の場合にあっては当該届出書の写し2部を、主務大臣許可権者の場合にあっては当該届出書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。</u> (以下略) 8 - 2 - 5 主務大臣等 不動産特定共同事業者が法第3条第1項の許可を受けた後次の(1)又は(2)のいずれかに該当し引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合においては、主務大臣の変更が生じ新たに許可を行う必要があるため、<u>その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、</u>法第49条第1項第1号に該当する場合にあっては金融監督庁長官及び建設大臣に、同項第2号に該当する場合にあっては建設大臣に、法第5条に規定する許可申請書の提出が必要であることに留意するものとする。 (1) 建設大臣の許可を受けた者が法第49条第1項第1号に掲げる事項に係る事業を行おうとするとき。 (2) 金融監督庁長官及び建設大臣の許可を受けた者が法第49条第1項第2号に掲げる事項に係る事業のみを行おうとするとき。 (新規)

改 正 案	現 行
8 - 4 - 2 変更認可申請書について 法第9条第1項及び第2項に基づき規則第11条第1項に規定する変更認可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。 8 - 4 - 3 変更届出書について 法第10条に基づき規則第12条第1項に規定する変更届出書（添付書類を含む。）を受理したときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。 8 - 4 - 4 廃業等届出書について 法第11条第1項に基づき規則第13条第1項に規定する廃業届出書を受理したときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し1部を建設大臣に送付すること。 別記様式 （ A 4 ） 年 月 日 金融監督庁長官 建設大臣 殿 誓 約 書 私は、<u>不動産特定共同事業法第6条第6号イ及びロに該当しないことを誓約します。</u> 氏 名 印 * 押印に代えて、署名を用いることができる。	（ 新 規 ） 別記様式 （ A 4 ） 年 月 日 金融監督庁長官 建設大臣 殿 <u>知 事</u> 誓 約 書 私は、<u>禁治産者又は準禁治産者でなく、かつ破産者でないことを誓約します。</u> 氏 名 印 * 押印に代えて、署名を用いることができる。

「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（「事務ガイドライン」）

現 行	改 正 後
第 1 部 証券会社等の監督関係 目 次 (略) 3.証券会社の監督事務 (略) 3 - 10 決算経理に係る留意事項 4.外国証券会社の監督事務等 (略) 4 - 3 - 8 決算経理に係る留意事項 4 - 3 - 9 営業報告書に関する記載上の注意について (略) 第 1 部 証券会社等の監督関係 (略) 3.証券会社の監督事務 (略) 3 - 3 累積投資業務に係る留意事項 法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。 (1) (略) (2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法 ・ (略) 有価証券の買付価額は次によるものとする。 イ (略) ロ 次に掲げる証券投資信託受益証券については、次に定める価額 - a (略) - b 追加型証券投資信託 (1) 株式投資信託 買付日の前日の売買基準価額又は販売基準価額	第 1 部 証券会社等の監督関係 目 次 (略) 3.証券会社の監督事務 (略) (削除) 4.外国証券会社の監督事務等 (略) (削除) 4 - 3 - 8 営業報告書に関する記載上の注意について (略) 第 1 部 証券会社等の監督関係 (略) 3.証券会社の監督事務 (略) 3 - 3 累積投資業務に係る留意事項 法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。 (1) (略) (2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法 ・ (略) 有価証券の買付価額は次によるものとする。 イ (略) ロ 次に掲げる証券投資信託受益証券については、次に定める価額 - a (略) - b 追加型証券投資信託 (1) 株式投資信託 買付日の前日の基準価額（買付時に信託財産留保額を

- (ロ) (略)
ハ～ヘ (略)
(3)～(9) (略)

(10) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律92号。以下この章において「財形法」という。)に基づく累積投資(以下「財形貯蓄」という。)業務については、次によることができるものとする。

有価証券の買付けの方法のうち、(1) ロに掲げる有価証券の買付価格については(2) ロbにかかわらず次によること。

イ 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の売買基準価格

ロ 財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価格

- ～ (略)
(11)・(12) (略)
(略)

3 - 9 法定帳簿の省略等に係る留意事項

3 - 9 - 1 法定帳簿の省略等の承認

証券会社に関する命令第60条第3項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
(3) 受渡計算書は、次の から までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、又は に該当する場合の承認にあっては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。
～ (略)

徴収する追加型株式投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額)

- (ロ) (略)
ハ～ヘ (略)
(3)～(9) (略)

(10) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律92号。以下この章において「財形法」という。)に基づく累積投資(以下「財形貯蓄」という。)業務については、次によることができるものとする。

有価証券の買付けの方法のうち、(1) ロに掲げる有価証券の買付価格については(2) ロbにかかわらず次によること。

イ 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額(買付時に信託財産留保額を徴収する追加型株式投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額)

ロ 財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額

- ～ (略)
(11)・(12) (略)
(略)

3 - 9 法定帳簿の省略等に係る留意事項

3 - 9 - 1 法定帳簿の省略等の承認

証券会社に関する命令第60条第3項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
(3) 受渡計算書は、次の から までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、承認にあたっては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。
～ (略)

現金自動支払機等を利用して受渡しを行う場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 顧客から申出があった場合には、受渡計算書を作成し交付すること。

(4) 有価証券預り証(4)において「預り証」という。)は、次の から__までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、承認にあたっては、社内規則の整備が図られていることを確認すること。

～ (略)

(略)

3 - 10 決算経理に係る留意事項

証券会社の決算経理における有価証券(法第53条第1項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社が同項に規定する特定取引勘定に属するものとして経理した有価証券を除く。)の評価は、次に定めるところによるものとする。

(1) 上場有価証券については、取得価額又は時価のうちいずれか低い価額を付する。

(2) 非上場有価証券については、原則として取得価額を付することとするが、発行会社等の資産状態が著しく悪化した場合は相当の減額を行う。

4 . 外国証券会社の監督事務等

(略)

4 - 3 外国証券会社の監督事務

(略)

4 - 3 - 8 決算経理に係る留意事項

外国証券会社の決算経理については、3 - 10の規定に準ずるものとする。

4 - 3 - 9 営業報告書に関する記載上の注意について

(略)

口 MMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの売付け等について、受渡しの都度、受渡金額及び当該受渡し後における寄託証券残高に係る金額を記載した書面を作成し交付すること。ただし、顧客が、当該書面の交付に代えて、これらの金額を現金自動支払機等に表示する方法を選択した場合を除く。

(4) 有価証券預り証(4)において「預り証」という。)は、次の から__までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、承認にあたっては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。

～ (略)

(3)に規定する承認を受けて、(3) 口に規定する書面を作成し、これを顧客に交付することとしている場合((3) 口ただし書に規定する場合を含む。)において、(3) 口に規定する有価証券に係る預り証を省略する場合

(略)

(削除)

4 . 外国証券会社の監督事務等

(略)

4 - 3 外国証券会社の監督事務

(略)

(削除)

4 - 3 - 8 営業報告書に関する記載上の注意について

(略)

7. 弊害防止措置関係

7 - 1 法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について

証券会社の取締役又は監査役が、次に掲げる法人の理事、監事等を兼ねることにより、当該法人が当該証券会社の親法人等に該当することとなる場合において、当該証券会社が法第54条第1項の規定による届出をしたときは、当該証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人について、当該法人の関与する行為に限り、証券取引法第45条ただし書の承認があったものとみなす。

- ___ 投資者保護基金
- ___ 日本証券業協会
- ___ 東京証券取引所
- ___ 大阪証券取引所
- ___ 名古屋証券取引所
- ___ 京都証券取引所
- ___ 広島証券取引所
- ___ 福岡証券取引所
- ___ 新潟証券取引所
- ___ 札幌証券取引所

(略)

7. 弊害防止措置関係

7 - 1 法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について

証券会社の取締役又は監査役が、次に掲げる法人の理事、監事等を兼ねることにより、当該法人が当該証券会社の親法人等に該当することとなる場合において、当該証券会社が法第54条第1項の規定による届出をしたときは、当該証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人について、当該法人の関与する行為に限り、証券取引法第45条ただし書の承認があったものとみなす。

- ___ 証券業協会
- ___ 投資者保護基金
- ___ 証券取引所

(略)

現 行	改 正
8 . コンピュータ2000年問題への対応について 2000年問題対応については、平成10年 7 月13日付報告徴求命令「<u>コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について</u>」により、各金融機関から、四半期ごとの対応状況の報告を求めているところであるが、今後、次に掲げる各項目に該当する場合、再度（数度にわたる場合もありうる）銀行法第24条（準用する場合を含む）等に基づき報告を求めることとし、対応の進捗状況に遅れがあり、2000年問題について顧客あるいは決済システム等に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、銀行法第26条（準用する場合を含む）等に基づき、2000年問題対応体制の整備等の命令を発出し、あるいは業務の一部の停止を命ずることとする。 8 - 1 対応体制について 対応体制について、次のいずれかに該当する場合。 （注1） ここていう「対応」とは、各金融機関が使用するシステムについてのみならず、他の金融機関、顧客、取引先等も含め、2 0 0 0 年問題に関して、これらにより各金融機関が受けると考えられるおおよそ全ての影響に対して、当該金融機関が講ずるべき一切の措置をいう。 （注2） 「システム」には、外部に接続しているシステム、業務に直接関係するシステムだけでなく、自社内で使用するもの（人事、給与等）や、金庫、防犯設備、エレベーター等のマイクロコンピュータ搭載機器を含む。 (1) 2000年問題対応についての経営上の位置づけが経営計画等において明確にされていない場合（システム部門の業務計画のみでは不可） (2) 責任者として2000年問題対応を統括する担当役員、担当部署が明確になっていない場合（システム関連部署のみでは不可）。 (3) 経営陣（頭取、社長、理事長等最高責任者を含むこと。以下同じ。） - 担当役員 - 統括担当部署 - 担当部署の指揮命令、報告体制が明確になっていない場合。 (4) 経営陣に対して、少なくとも月に1度以上、2 0 0 0 年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合。 (5) 進捗状況の遅れに対して経営陣から具体的な対応の指示が行われていない場合。 (6) 2000年問題が抱えるリスクを職員全体に周知し、理解を深めるための方策を採っていない場合。 8 - 2 対応策の策定について (1) 2 0 0 0 年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合及び洗い出しにおいて対応が必要なシステムを対応不要と分類している場合。 （注1） ここていう「対応」とは、修正のほか、テスト（内部テスト、顧客との接続テスト（必要な場合）及び外部接続テスト（必要な場合）をいう。以下同じ。）を含む。 （注2） メーカー等が2000年対応済とする（保証する）システムであっても、改めて自社内での200 0 年問題対応のためのテストが必要。 （注3） 「外部接続テスト」とは、日銀ネット、東証システム等との接続に係るテストをいう。 (2) システムへの対応（修正、内部テスト及び外部接続テスト（外部に接続されている場合）の完了）のための適切な計画が作成されていない場合。 「ここていう適切な計画」とは、 対応スケジュールは原則として次に合致するものとし、これに合致しないものについては、1999年末までに確実に対応できることについて合理的な説明があるものをいう。ここで「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年 1 月 1 日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月 1 日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。	（削 除）

現 行	改 正
・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト及び接続している顧客の特定が終了していること。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて外部接続テスト、顧客との接続テストを完了していること。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っていないこと。 対応の優先順位が明確にされていること 1999年から2000年にかけての年またぎ、2000年の閏日のほか、各システムの特性に合わせた日付を考慮したテストを行っていること。 (3) 2000年問題対応に必要な費用が適切に見積もられていない場合、またはその費用が確保（予算化もしくは予算化のメドが立っていること）されていない場合。 (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客（大口与信先、大口預金先）、主要取引先等（E B先等接続している先を除く）についての実態把握、これを踏まえた対応が考慮されていない場合。 8 - 3 計画の進捗状況について (1) 計画の進捗状況について、次のいずれかに該当することとなり（当初計画通りの場合を除く）、かつ1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合。 ・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト（顧客との接続テストを除く）及び接続している顧客の特定が終了していない。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて対外接続テスト、顧客との接続テストを完了していない。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている。 （注） 「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。 (2) 1999年末までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が完了しないことによる影響が大きいと考えられる場合 (3) システムの修正が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかな場合（例えば、テストの結果修正箇所が見つかった場合の対応、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないこと等について合理的な説明が行われていない場合） (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客、主要取引先等についての実態把握、これを踏まえた対応を行っていない場合（接続先とのテストを除く）。 8 - 4 危機管理計画の作成について (1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成に着手していない場合。 （注） 危機管理計画は、システム修正、テストが完了している場合、外部にシステムを委託している場合であっても必要。 (2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合。 （注） 危機管理計画には、自社の保有するシステムに起因するトラブルだけではなく、顧客、取引先サイドに発生したトラブルの波及について考慮が必要。また、システムダウンだけではなく誤作動（とくに、2000年問題に起因するものか、危機管理計画を発動すべきかを、どのように誰が判断するか）をも考慮する必要がある。	(削 除)

現 行	改 正
(3) 1999年9月末までに、網羅的な危機管理計画が作成されていない場合。 (注) 網羅的な危機管理計画には、少なくとも以下のような内容が含まれていることが必要。 システムダウンだけではなく誤作動への対応（システムの誤作動の有無を確認する手続きも含む。）も盛り込まれていること。 システムのダウン・誤作動に伴うシステムリスク以外のリスク（風評リスク・与信リスク・法務リスク等）への対応が盛り込まれていること。 各リスクシナリオに応じて危機管理計画発動の基準とその決定者が明確にされていること。 年末年始の手元流動性の予測を行い、準備を行っていること。（預金等取扱金融機関のみ） 年末年始の体制及びタイムスケジュールが準備されていること。 (4) 1999年11月末までに、危機管理計画の実効性を検証するための訓練を実施していない場合。 (注) 訓練に際しては、システムの誤作動の有無の確認手続きも含めて実施することが必要。	(削 除)
8 - 5 適切な開示について 2000年問題対応に関する適切な開示が行われていない場合	
9 . 証券金融会社の監督事務	8 . 証券金融会社の監督事務
9 - 1 免許の審査基準 9 - 1 - 1 (略) 9 - 1 - 2 (略)	8 - 1 免許の審査基準 8 - 1 - 1 (略) 8 - 1 - 2 (略)
9 - 2 届出事項について	8 - 2 届出事項について
9 - 3 承認基準について	8 - 3 承認基準について
9 - 4 認可基準について 9 - 4 - 1 (略) 9 - 4 - 2 (略) 9 - 4 - 3 (略) 9 - 4 - 4 (略)	8 - 4 認可基準について 8 - 4 - 1 (略) 8 - 4 - 2 (略) 8 - 4 - 3 (略) 8 - 4 - 4 (略)

現 行	改 正
6 . 2000年問題対応について 2000年問題対応については、平成10年 7 月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から、四半期ごとの対応状況の報告を求めているところであるが、今後、次に掲げる各項目に該当する場合、再度（数度にわたる場合もありうる）銀行法第24条（準用する場合を含む）等に基づき報告を求めることとし、対応の進捗状況に遅れがあり、2000年問題について顧客あるいは決済システム等に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、銀行法第26条（準用する場合を含む）等に基づき、2000年問題対応体制の整備等の命令を発出し、あるいは業務の一部の停止を命ずることとする。 6 - 1 対応体制について 対応体制について、次のいずれかに該当する場合。 （注1） ここていう「対応」とは、各金融機関が使用するシステムについてのみならず、他の金融機関、顧客、取引先等も含め、2 0 0 0 年問題に関して、これらにより各金融機関が受けると考えられるおおよそ全ての影響に対して、当該金融機関が講ずるべき一切の措置をいう。 （注2） 「システム」には、外部に接続しているシステム、業務に直接関係するシステムだけでなく、自社内で使用するもの（人事、給与等）や、金庫、防犯設備、エレベーター等のマイクロコンピュータ搭載機器を含む。 (1) 2000年問題対応についての経営上の位置づけが経営計画等において明確にされていない場合（システム部門の業務計画のみでは不可） (2) 責任者として2000年問題対応を統括する担当役員、担当部署が明確になっていない場合（システム関連部署のみでは不可）。 (3) 経営陣（頭取、社長、理事長等最高責任者を含むこと。以下同じ。） - 担当役員 - 統括担当部署 - 担当部署の指揮命令、報告体制が明確になっていない場合。 (4) 経営陣に対して、少なくとも月に1度以上、2 0 0 0 年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合。 (5) 進捗状況の遅れに対して経営陣から具体的な対応の指示が行われていない場合。 (6) 2000年問題が抱えるリスクを職員全体に周知し、理解を深めるための方策を採っていない場合。 6 - 2 対応策の策定について (1) 2 0 0 0 年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合及び洗い出しにおいて対応が必要なシステムを対応不要と分類している場合。 （注1） ここていう「対応」とは、修正のほか、テスト（内部テスト、顧客との接続テスト（必要な場合）及び外部接続テスト（必要な場合）をいう。以下同じ。）を含む。 （注2） メーカー等が2000年対応済とする（保証する）システムであっても、改めて自社内での200 0 年問題対応のためのテストが必要。 （注3） 「外部接続テスト」とは、日銀ネット、東証システム等との接続に係るテストをいう。 (2) システムへの対応（修正、内部テスト及び外部接続テスト（外部に接続されている場合）の完了）のための適切な計画が作成されていない場合。 「ここていう適切な計画」とは、 対応スケジュールは原則として次に合致するものとし、これに合致しないものについては、1999年末までに確実に対応できることについて合理的な説明があるものをいう。ここで「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年 1 月 1 日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が'99年12月 1 日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。	（削 除）

現 行	改 正
・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト及び接続している顧客の特定が終了していること。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて外部接続テスト、顧客との接続テストを完了していること。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っていないこと。 対応の優先順位が明確にされていること 1999年から2000年にかけての年またぎ、2000年の閏日のほか、各システムの特性に合わせた日付を考慮したテストを行っていること。 をいう。 (3) 2000年問題対応に必要な費用が適切に見積もられていない場合、またはその費用が確保（予算化もしくは予算化のメドが立っていること）されていない場合。 (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客（大口与信先、大口預金先）、主要取引先等（E B先等接続している先を除く）についての実態把握、これを踏まえた対応が考慮されていない場合。 6 - 3 計画の進捗状況について (1) 計画の進捗状況について、次のいずれかに該当することとなり（当初計画通りの場合を除く）、かつ1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合。 ・ 1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト（顧客との接続テストを除く）及び接続している顧客の特定が終了していない。 ・ 1999年6月末までに、重要なシステムについて対外接続テスト、顧客との接続テストを完了していない。 ・ 1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている。 （注） 「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。 (2) 1999年末までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が完了しないことによる影響が大きいと考えられる場合 (3) システムの修正が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかな場合（例えば、テストの結果修正箇所が見つかった場合の対応、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないこと等について合理的な説明が行われていない場合） (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客、主要取引先等についての実態把握、これを踏まえた対応を行っていない場合（接続先とのテストを除く）。 6 - 4 危機管理計画の作成について (1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成に着手していない場合。 （注） 危機管理計画は、システム修正、テストが完了している場合、外部にシステムを委託している場合であっても必要。 (2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合。 （注） 危機管理計画には、自社の保有するシステムに起因するトラブルだけではなく、顧客、取引先サイドに発生したトラブルの波及について考慮が必要。また、システムダウンだけではなく誤作動（とくに、2000年問題に起因するものか、危機管理計画を発動すべきかを、どのように誰が判断するか）をも考慮する必要がある。	（ 削 除 ）

現 行	改 正
(3) 1999年9月末までに、網羅的な危機管理計画が作成されていない場合。 (注) 網羅的な危機管理計画には、少なくとも以下のような内容が含まれていることが必要。 システムダウンだけではなく誤作動への対応（システムの誤作動の有無を確認する手続きも含む。）も盛り込まれていること。 システムのダウン・誤作動に伴うシステムリスク以外のリスク（風評リスク・与信リスク・法務リスク等）への対応が盛り込まれていること。 各リスクシナリオに応じて危機管理計画発動の基準とその決定者が明確にされていること。 年末年始の手元流動性の予測を行い、準備を行っていること。（預金等取扱金融機関のみ） 年末年始の体制及びタイムスケジュールが準備されていること。 (4) 1999年11月末までに、危機管理計画の実効性を検証するための訓練を実施していない場合。 (注) 訓練に際しては、システムの誤作動の有無の確認手続きも含めて実施することが必要。	</